



島根県報

平成26年10月24日（金）

号外 第 128 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第596号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	431号	松江市下東川津町1369番1地先から同町字刈捨1377番2地先まで	前	メートル 34.00～ 89.00	メートル 250.00	松江県土整備事務所	減幅 市道移管
			後	34.00～ 75.00	250.00		
"	"	松江市福原町字東前田120番1地先から同市上本庄町字荒船2055番6地先まで	前 A	8.00～ 17.00	870.00	松江県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 減幅 市道移管
			前 B	30.00～ 95.00	900.00		
			後 B	25.00～ 90.00	900.00		
県 道	斐川上島線	出雲市斐川町阿宮101番2地先から同168番1地先まで	前 A	3.00～ 14.00	220.00	出雲県土整備事務所	左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 トリプルウェイ 仮設道付替
			前 B	12.00～ 68.00	190.00		
		前 C	6.00～ 17.75	75.24			
		後 A	3.00～ 14.00	220.00			
			後 B	12.00～ 68.00	190.00		
		後 C	6.00～ 14.40	49.52			

島根県告示第597号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年10月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	出雲平田線	出雲市美談町字仲田1474番地先から同市西代町字隅田96番地先まで	メートル 997.80	平成26年 10月24日	出雲県土整備 事務所	
〃	斐川上島線	出雲市斐川町阿宮102番6地先から同189番4地先まで	385.40	平成26年 10月24日		